平成２５年（フ）第７９号
鳥取県米子市花園町12番地
破産者　鋪倉　勝雄
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第８６号
鳥取県米子市蚊屋226番地21
破産者　長尾　睦美
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第９３号
鳥取県米子市両三柳4578番地２　県住７―303
破産者　渡部　和子
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第５９４号
岡山市南区福田1022番地６、開始決定時の住所岡山市北区広瀬町２番１号
破産者　亀山　忠好
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４号
岡山市中区西川原１丁目７番５号カーサヴェルデ101号室、申立時の住所岡山市東区金岡西町324番地10
破産者　國本　臣市
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０８号
岡山市北区菅野2867番地３
破産者　河田僚太良
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２８号
岡山市中区藤原光町３丁目７番５号、旧住所岡山市北区東古松２丁目５番18―502号
破産者　佐々木秀典
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３８号
岡山県倉敷市下津井４丁目６番10号
破産者　西原　和典
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６１号
岡山市南区福富西２丁目10番17号
破産者　平野ゆきは
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７６号
岡山市中区山崎159番地７　103号
破産者　松井　直美
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９１号
岡山市北区一宮188番地５
破産者　木村　邦子
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９７号
岡山県倉敷市児島阿津２―１―44―２Ｆ、住民票上の住所岡山県倉敷市児島小川10丁目６番７―４号
破産者　黒山　昭子
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０３号
岡山市北区野田屋町１丁目３番３号　411号
破産者　東山　重夫
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１０号
岡山県赤磐市山陽６丁目２番２―308号
破産者　阪本　幸恵
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１４号
岡山市南区浦安南町461番地１
破産者　高橋　良一
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９６号
愛媛県松山市西石井１丁目11番６号、開始決定時の住所愛媛県松山市新石手234番地の３
破産者　高石　繁子
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９５号
愛媛県四国中央市寒川町2277番地、前住所愛媛県四国中央市金生町山田井1203番地　ヴィラ大昌403号
破産者　妻鳥　直文
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１００号
愛媛県西条市大町257番地　石川マンション２―202号、住民票上の住所高知県香南市香我美町山北2238番地１、住民票上の前住所高知県南国市東山町１丁目13番７号
破産者　藤川　守正
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１０４号
愛媛県西条市中野甲964番地１、前住所広島県広島市安佐北区亀山南４丁目９番14号
破産者　久門三恵子
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１０５号
愛媛県西条市飯岡3702番地10、前住所愛媛県西条市飯岡1241番地40
破産者　コバヤシよしみ（旧姓野村・石田）
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３１７号
高知県土佐市蓮池414番地８
破産者　立野　勇夫
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９１号
佐賀県唐津市町田３丁目６番２号
破産者　小峰加奈子
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９９号
鹿児島県出水市高尾野町柴引1352番地８
破産者　有吉　健一
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構本庄都市開発事務所公告第９号

本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により通知する換地処分の通知については、受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 26 年１月 23 日
本庄都市計画事業
本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
本庄都市開発事務所
所長　竿山　武宏

記

1　氏名及び住所
氏名　井上　健治
住所　埼玉県本庄市北堀184番地
2　通知の内容
文書番号　とし42―150　平成25年11月22日
従前の土地
所　　在　本庄市北堀字前田1922番１
地　　目　田
登記簿地積　980㎡
基準地積　980.55㎡
権利価額　26,610,950円
所　　在　本庄市北堀字前田1923番５
地　　目　雑種地
登記簿地積　12㎡
基準地積　12.00㎡
権利価額　389,844円